

確認測定：濃度基準値以下の確認における留意点

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための労働者の呼吸域における物質の濃度の測定（確認測定）を実施することが技術上の指針で示されています。

技術上の指針での確認測定に係る労働者のばく露の程度が濃度基準値以下の確認における留意点を下記に示しました。

ばく露の程度が濃度基準値以下の確認における留意点

濃度基準値以下の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認する方法は、事業者において決定されるものであり、確認測定の方法以外の方法でも差し支えないが、事業者は、労働基準監督機関等に対して、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを明らかにできる必要がある。
作業環境測定士の関与	<ul style="list-style-type: none"> 確認測定を行う場合は、確認測定の精度を担保するため、作業環境測定士が関与することが望ましい。
労働者の呼吸域	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の呼吸域とは、当該労働者が使用する呼吸用保護具の外側であって、両耳を結んだ直線の中央を中心とした、半径 30 センチメートルの、顔の前方に広がった半径の内側をいう。
ばく露濃度の測定等の位置	<ul style="list-style-type: none"> 労働者のばく露の程度は、呼吸用保護具を使用していない場合は、労働者の呼吸域において測定される濃度で、呼吸用保護具を使用している場合は、呼吸用保護具の内側の濃度で表される。 実際に呼吸用保護具の内側の濃度の測定を行うことは困難であるため、労働者の呼吸域における物質の濃度を呼吸用保護具の指定防護係数で除して、呼吸用保護具の内側の濃度を算定することができる。

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE 等）による推定
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援